

改正

令和 4 年 3 月 31 日告示第66号

令和 4 年 6 月 23 日告示第184号

令和 5 年 5 月 30 日告示第175号

令和 6 年 3 月 28 日告示第86号

桜井市小規模事業者等 I T 化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ものづくりの現場、サービスの展開における I T の活用、ホームページの整備等 I T を活用して、販路開拓若しくは売上げ向上又は D X の実現等を目指す事業者に対し、I T 化に必要な経費の一部について、市長が予算の範囲内で桜井市小規模事業者等 I T 化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) I T (インフォメーションテクノロジー：情報技術) コンピュータとネットワーク技術の総称をいう。
- (2) I T 化 I T を利用した業務の効率化をいう。
- (3) E C (エレクトリックコマース：電子商取引) サイト 自社の商品・サービスをインターネット上に置いたウェブサイトで販売するサイトをいう。
- (4) D X (デジタルトランスフォーメーション) 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データ及びデジタル技術を活用して、顧客、社会等のニーズを基に、製品、サービス及びビジネスモデルを変革するとともに、業務、組織、プロセス及び企業文化・風土を変革し、新たな価値を創出することにより競争上の優位性を確立することをいう。
- (5) 事業者 市内において事業を営む法人（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（次に掲げる中小企業者を除く。）又は同法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。）又は個人事業者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の事業所において、ものづくりの現場、サービスの展開におけるITの活用（生産性向上、業務効率化等）、ホームページの整備やECサイトの導入等、ITを活用しての販路開拓、売上げ向上等を目指す事業者及び現在導入しているシステム等の拡充により売上げ等の向上を目指す事業者又は市内の事業所において、DXの実現を目指す事業者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 桜井市税等を滞納していないこと。

(4) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について、国又は地方公共団体が支出する補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(エ) 政治活動、宗教活動等を目的とする事業者

(オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

(カ) 宗教上の組織又は団体

(キ) その他補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) IT導入事業 ものづくりの現場、サービスの展開においてITの活用により生産性向上・業務効率化等を行う事業
IT導入事業 ものづくりの現場、サービスの展開においてITの活用により生産性向上・業務効率化等を行う事業（現在導入しているシステム等の拡充により生産性の向上等を行うものを含む。）及び、ITを活用して販路開拓、売上げ向上等を行う事業（商品・サービスのブランド化を担うホームページ整備、ECサイトの導入等）

(2) IT活用事業 事業所内のIT化を推進させるため、必要なハードウェア及びソフトウェアを組み合わせ、複数の業務プロセスにおいて、業務の標準化、効率化や生産性向上及び経営判断の高速化等に資する取組を行う事業

(3) DX推進事業 DXを実現するため、必要なハードウェア、ソフトウェア等のデジタル技術及びデータの活用を図り、顧客目線での新たな価値を創出しようとする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、IT化のため導入するシステムにかかる経費及びIT化に必要な機器（補助事業の実施に必要不可欠で、本事業専用として事業終了後も同じ用途での継続的な使用が予定されているものに限る。）又は前条各号に規定する補助対象事業に係る経費であって、別表に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める内容に適合するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の内、別表に定めるところによる。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、桜井市小規模事業者等IT化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、桜井市小規模事業者等IT化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、市長が補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、やむを得ない理由により当該補助金に係る事業内容の変更をしようとするときは、軽微なものである場合を除き桜井市小規模事業者等IT化支援事業補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書（第3号様式（その1））に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 経費の配分の変更（第3号様式（その2））
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金交付の変更決定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された事業内容を審査し、承認した場合において、第8条の規定により決定した補助金の額に変更が生じた場合は、補助金交付決定の変更を行うものとする。この場合においての通知は、桜井市小規模事業者等IT化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者が、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに桜井市小規模事業者等IT化支援事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第12条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示、書類・帳簿等の検査及び予告なしの立入検査を行うことができる。この場合において、予告の有無に関わらず立入検査等への協力が得られない場合は、市長は、補助金の交付決定を取消しすることができる。

(事業の状況報告)

第13条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに桜井市小規模事業者等 I T 化支援事業補助金に係る補助事業の事故報告書（第 5 号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業の完了報告）

第14条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに桜井市小規模事業者等 I T 化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書（第 6 号様式（その 1））に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 実績調書（第 6 号様式（その 2））
- （2） 支出内訳書（第 6 号様式（その 2））
- （3） 事業に要した費用を支出したことを証する書類
- （4） 事業に要した経費に関する経費明細書
- （5） 整備、設置後の写真
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第15条 市長は、前条の規定する事業実績報告書を受領した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、桜井市小規模事業者等 I T 化支援事業補助金確定通知書（第 7 号様式）により当該補助事業者に通知する。

（請求及び交付）

第16条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、桜井市小規模事業者等 I T 化支援事業補助金に係る補助金交付請求書（第 8 号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定等の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部、若しくは確定を取消しすることができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- （3） 補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- （4） 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(5) 事業の実施方法が補助金交付の趣旨にそぐわないと認められるとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、桜井市小規模事業者等IT化支援事業補助金返還命令書（第9号様式）により、当該補助事業者に期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 補助事業者が、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌会計年度から5年以内に補助金の交付の対象となった要件に合致しない用に供した場合は、補助金を市長に返還しなければならない。

(書類等の整備保管)

第19条 補助事業者は、補助金を充当する支出科目を明確にした帳簿を備えるとともに、当該支出を証する書類及び備品類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(取得財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、取得財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破壊してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(法令等の遵守)

第22条 補助事業者は補助対象事業を実施するにあたり、この要綱の規定のほか、関係法令を遵守しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第66号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の第1条から第82条までの規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年6月23日告示第184号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月30日告示第175号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第86号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の桜井市小規模事業者等IT化支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象事業区分	補助対象経費	補助金の額	その他
IT導入事業	IT導入事業に必要な機械装置等費、広報費（ホームページ、ECサイトの整備関連費）	補助対象経費の1/2 下限 3万円 上限 10万円	補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。
IT活用事業	IT活用事業に必要なハードウェア及びソフトウェアを組み	補助対象経費の2/3 下限 10万円	

	<p>合わせ、複数の業務プロセスにおいて、業務の標準化、効率化や生産性向上、経営判断の高速化等に資する取組の構築関連費用</p>	<p>上限 20万円</p>	
<p>D X推進事業</p>	<p>D X推進事業に必要なハードウェア、ソフトウェア等のデジタル技術及びデータの活用を図り、顧客目線での新たな価値を創出しようとする事業にかかる構築関連費用</p>	<p>補助対象経費の $\frac{2}{3}$</p> <p>下限 20万円</p> <p>上限 50万円</p>	